

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第13回）・

デジタル広告ワーキンググループ（第18回）・

青少年保護ワーキンググループ（第8回）・

発信者情報開示ワーキンググループ（第5回）

合同会合

1 日時 令和8年7月27日（月）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、今村構成員、上沼構成員、大谷構成員、音構成員、  
北澤構成員、クロサカ構成員、鎮目構成員、澁谷構成員、清水構成員、  
曾我部構成員、鶴田構成員、増田構成員、水谷構成員、森構成員、山口構成員、  
山本構成員、米田構成員

（2）オブザーバー

法務省、こども家庭庁、経済産業省、消費者庁、警察庁、文化庁、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会、一般社団法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人日本広告業協会、公益社団法人日本アドバタイザーズ協会

（3）総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、寺本国際戦略局参事官、  
相川情報流通適正化推進室長、時枝情報活用支援室長、大澤情報流通振興課長、  
大磯情報流通振興課企画官、武田情報流通適正化推進室課長補佐、  
大内情報流通適正化推進室課長補佐、白水情報流通適正化推進室課長補佐、  
原情報流通振興課課長補佐、横山情報流通振興課課長補佐、  
田熊情報流通振興課課長補佐

4 議事

（1）権利侵害情報等の発信・拡散に関する検討の論点整理（案）について

- (2) 発信者情報開示 WG における検討の論点整理（案）について
- (3) デジタル広告 WG におけるデジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング総括（案）等について
- (4) 青少年保護 WG における第一次報告書（案）の意見募集結果について
- (5) 違法情報ガイドライン改定案の意見募集結果について
- (6) 情報流通プラットフォーム対処法の履行状況の点検について

【宋戸座長】

定刻でございますので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第13回会合、デジタル広告ワーキンググループの第18回、そして青少年ワーキンググループ第8回、最後に発信者情報開示ワーキンググループの第5回の合同会合を開催いたします。本日もご多忙のところ本会合にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

議事に入ります前に事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【原補佐】

事務局でございます。まず本日の会議は公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。次に事務局よりWeb会議による開催上の注意点についてご案内いたします。本日の会議につきましては、Web会議システムにて実施させていただいております。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。本日の資料は資料13-1から資料13-6、参考資料の計11点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申し付けください。

1点議事の前に先日議員立法として成立した改正情報流通プラットフォーム対処法についてご紹介いたします。本国会において、衆議院議員から提出された公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律が、今月13日に成立、17日に令和8年法律第58号として交付されました。趣旨説明によりますと、同法は最近の選挙にSNS等の利用に関し、虚偽情報等の拡散により選挙結果への重大な影響が生じていること等の指摘をふまえ、選挙におけるSNS利用を巡る課題を中心に衆参各会派を代表する議員で構成される選挙運動に関する各党協議会で議論された内容を法制化するものと説明されております。このうち情報流通プラットフォーム対処法にかかる改正については、大規模プラットフォーム利用者に対し、選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該事業者が提供する役務の特性に応じ必要な措置を講じる義務を課すとともに、その講じた措置の内容を年1回公表すること等が定められております。また、事業者が講じる措置の具体的内容については、総務大臣が策定する指針の中で例示することとされております。なお、この総務大臣が策定する指針というのは、国会での法案審議において表現の自由や政治活動の自由、選挙運動の自由とも密接に関係することから、選挙運動に関する各党協議会において指針で定めるべき内容について議論を行い、その合意内容に基づき策定・公表されるものと説明されております。本改正法の成立を受け、総務省といたしましては、来年3月1日の施行に向けて、本改正法の規定内容に加え、国会審議の中で示された立法趣旨や議論を踏まえながら、大規模プラットフォーム事業者の措置に関して選挙運動に関する各党協議会での合意内容に基づく指針の策定や、本改正法の内容についての周知など、必要な対応にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。事務局から以上となります。

【宍戸座長】

ご説明ありがとうございました。それでは本日の議事に入りたいと思います。本日の議事でございますけれど、現在投影されておりますように、6つの議題を予定しております。いつにも増して、議事進行にご協力をお願いできればと思います。

それではまず1番目の議題でございます。権利侵害情報等の発信・拡散に関する検討の論点整理（案）についてでございますが、現在ご投影いただいている資料13-1により事務局からご説明をお願いいたします。

【原補佐】

事務局でございます。資料13-1に基づきまして、権利侵害情報等の発信拡散に関する検討の論点整理（案）についてご説明をいたします。

次、お願いいたします。まず、スライド1でございます。現状等といたしまして、（1）デジタル空間を取り巻く環境の変化につきましては、前回お示ししましたとおり、SNS等の利用シーンの変化、そして生成AIの進展に伴うSNS等における情報流通環境の構造的変化というものを確認させていただいております。時点更新といたしまして、生成AIの利用に関しましては令和7年にかけて約6.4倍、15歳から69歳までの全体で半数以上の利用になっていると、普及が拡大しているというところを更新させていただいております。

（2）権利侵害情報等の流通に関する状況、ページを跨ぎますけれども、前回お示ししたとおり、誹謗中傷等にかかるものが近年増加しているということ、中高年層における利用が増加しているということを確認させていただいております。

次、お願いいたします。グラフを投入いたしまして、こちらも4月の会合においてお示ししたものを参考まで掲示しているところでございます。

次、お願いいたします。（2）の続きでございますけれども、総務省が実施したアンケートによりますと、利用者は少なくとも権利侵害情報の対策が取られているサービスを好むと回答した利用者が8割であるというようなことを記載させていただいております。（3）でございます。権利侵害情報の流通に関する現状の対応といたしまして、総務省の取り組み、事業者の取り組みとこれまでご議論いただいた内容についてご説明をさせていただいております。

次、お願いいたします。次の論点に入る前に、4月の会合にてお示しいたしました、発信の事後事前、流通フローのイメージを掲載させていただいております。

次、お願いいたします。2ポツといたしまして、（1）は総論でございますけれども、①として、権利侵害情報等への事前の対策の必要性和記載させていただいております。こちらにつきましてもこれまでのご議論の中で、基本にご賛同いただいたところと思っておりますけれども、SNS等に流通する権利侵害情報による被害は拡大の一途をたどっている、個別の事後救済では限界がある、といったところ。加えまして、権利侵害をさせないという観点をふまえた仕組み等の事前の対策が必要であると、事業者による一定の関与は有効

な選択肢であるというところを記載させていただいています。②としまして表現の自由への配慮、発信拡散の前に対策する場合、利用者の表現の自由等を尊重することが重要であると。こちらにつきましても概ね反対等ないものと認識しております。

スライド6をお願いいたします。③事前の対策と網羅的監視義務の関係といたしまして、こちらにつきましましては前会合でご議論をいただいたところを加えさせていただいております。2ポツ目でございますけれども、各国のトレンドとしてプラットフォーム事業者には安全で透明性の高いオンライン環境を確保するため、社会的影響に応じた対策を実施する義務があるところといったところを触れておりましたけれども、これにつきましては、責任（Liability）から責務（Responsibility）への議論の流れが存在するというご議論をいただきましたので付け加えております。次に、DSAでは事業者に一般的監視義務はないとしつつ、サービスの種類、規模及び性質に合わせて、社会的影響力に見合った形で事業者が果たすべき義務が、デューデリジェンス義務として規定されているというところを加えさせていただきます。

次、お願いいたします。スライド7（2）権利侵害情報の発信・拡散の事前の対策に関する役割の検討といたしまして、①行政機関の役割、次のスライドは②事業者の役割としておりますけれども、こちらにつきましても基本的に前回自由討論いただいた際の資料を維持しておりますけれども、最後のポツといたしまして、事業者との対話を通じた対策の土壌形成といった進め方も重要と行政機関の役割としてご指摘いただいた箇所がございますので追記しております。

次、スライド8をお願いいたします。事業者の役割でございますけれども、（ア）としまして、事業者の役割の変化というものを追記しております。DSAでは多様な仲介サービスの利用が飛躍的に増加したことに伴い、違法な情報等の仲介及び拡散におけるサービス提供者の役割も増大しているという記載があることもふまえて、事業者の役割の性質については、諸外国によって従来の責任とは別の新たな役割としての義務が論じられていることも参考にしつつ、さらに議論を深めていく必要があるというふうにまとめさせていただいております。（イ）、（ウ）につきましても、それぞれ事業者や業界団体による対応が必要であること、各事業者の自主的な取り組みにつきまして横展開されていくことが必要であるということ。（イ）の3ポツ目ですけれど、例えば、発信前に投稿内容をAIが分析し、権利侵害情報に該当し得る場合には注意喚起を表示するといったことは、表現の自由の制約にならないものとして有効ではないかと。こういったことにつきましてもさらに議論を深めていく必要があるとこのようにまとめさせていただいております。（ウ）の最後のポツですけれど、先ほどの行政機関の役割と対になるものとして、対策を進めていく土壌形成に向けた対話に応じていくことが重要であるとその旨も記載させていただいております。

次、お願いいたします。スライド9、その他でございますけれども、昨今の生成AIにつきまして情報の流通に関する実態把握と併せた検討が必要であること。2ポツは災害時の実

効性のある対策が課題であるというところで、3ポツですけれど、災害時のデジタル空間における情報流通について、第12回会合において内閣府防災担当の出席も得て議論をしましたところ、今後とも関係省庁との連携を含め検討を継続していくと。このような形で論点整理とさせていただきます。事務局から以上となります。

【宍戸座長】

ご説明ありがとうございました。この諸課題検討会が本年5月にリポートして以来、今開催実績をお示しいただいておりますけれども、第9回から第12回まで、この問題について議論をしまいいりました。構成員の皆様からいただいた貴重なご指摘をふまえて、このように論点整理という形でお示しをしているものでございますけれども、大体これまでのご指摘は入っていると考えております。特に本日ご意見があるという方は、チャット欄で全てのパネリストを選択の上、私までお寄せいただければと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。ここでの論点整理をふまえて、さらに、ご紹介ありましたような内外の状況もふまえて、丁寧に検討していくということではあるのですが、論点整理（案）といたしましては、今お示しした資料13-1でご理解いただいたものとして扱わせていただいておりますでしょうか。

（異議なし）

【宍戸座長】

はい、ありがとうございます。ご賛同いただいたものと受け止めました。それでは事務局において、こちらを確定版として公表の準備を進めていただきますようお願いいたします。議事の（1）は以上でございます。続きまして、議事の（2）発信者情報開示ワーキングにおける検討の論点整理（案）についてに移りたいと思います。こちらにつきましては資料13-2でございますが、発信者情報開示ワーキンググループの曾我部主査よりご説明の方をお願いいたします。

【曾我部構成員】

はい、曾我部でございます。よろしくお願いいたします。資料13-2に基づいて説明をさせていただきます。5月の親会第11回でこの発信者情報開示ワーキングの設置を認めていただきました。その後これまで4回の会合を開催しまして、先週7月23日の第4回のワーキングにおきまして、この論点整理案というものがワーキングとして了承されましたので、今回、ご確認をお願いするものということになります。

まず1ページ目をお願いしたいと思いますが、検討課題として3つの柱がありまして、1つは令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保です。令和3年改正につきましては先般この親会でも、改めてご確認いただきましたし、この資料の末尾にも概要が載っておりますので、またご参照くださればと思います。2つ目の柱が発信者情報開示請求への対応の合理化です。それから3つ目として手続の過程で得た情報の適切な取扱いです。これからこの3つの柱についてご紹介を申し上げたいと思います。

では、次お願いします。1つ目の柱が、令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保で

す。上の検討課題という見出しの下のところをご覧くださいと、2つのボツがございますが、1つは提供命令の実効性確保ということ。それから、手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避というところで、提供命令が必ずしも実効的に活用されていないということ。あとは、やはりそのログの保存の関係で、なかなか発信者特定に至らないというような問題が指摘されておりますので、これに関してというところです。下の箱のところをご覧くださいますと、検討の論点の案としまして2点挙げられております。プロバイダの提供命令への対応状況をふまえ、より迅速な発信者情報の特定・保全に向けて、提供命令の実効性を確保する仕組みの検討が必要ではないか、という点。2ボツ目としまして、より迅速な発信者情報の特定・保全に向けた検討に当たり、CP（コンテンツプロバイダ）とAP（アクセスプロバイダ）の違い、それから契約者情報を有するプロバイダと有しないプロバイダとの違いをふまえ、契約者情報を有するプロバイダを迅速に特定する仕組みの検討が必要ではないか、といったところが検討の論点として挙げられているというところであります。

では、次お願いいたします。2つ目の柱が、発信者情報開示請求への対応の合理化というところで、こちらも上の2というところをご覧くださいと2つ挙げられております。プロバイダの手続への関与の在り方の合理化。それから、開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減というところです。1ボツ目に関しては、CPとAPとありまして、手続の進行の状況によっては、CPの役割がいわば宙に浮いてしまうといえますか、コンテンツプロバイダが十分に手続に関与できないのではないか、といった課題も指摘されているということです。2ボツ目の開示請求の増加に伴うプロバイダの負担というところは、これは特にP2Pソフトにおける権利侵害、著作権侵害に関して非常に膨大な開示請求がなされており、プロバイダの負担となっているというところについて、問題とされているということになります。

次、お願いいたします。それをふまえて検討の論点案としまして3点挙げております。1点目、契約者情報を有するプロバイダの迅速な特定を図りつつ、主張立証の機会を必要とするプロバイダに対して、当該機会を確保する対応の検討が必要ではないかという点。2点目としまして、発信者情報開示請求への対応に当たり、プロバイダに生じる負担の分担について検討が必要ではないかという点。3点目、発信者に対する意見照会の在り方についての検討が必要ではないかという点が挙げられております。

では、次お願いいたします。3つ目の柱は手続の過程で得た情報の適切な取扱いというところですが、こちらはですね、発信者情報開示で得られた情報をSNS上で、いわばさらすといえますか、広く公開することによって、発信者に対して過度の負担が生じているのではないかとといったことが問題とされています。それをふまえて下のところ、検討の論点としましては2点。1点目として、手続の過程で得た情報を公表する等の行為については、基本的には発信者情報開示制度の制度趣旨に適合しないのではないかとということが挙げられます。それから2点目として、現行法の下での対応に課題はあるか等につい

て、さらに検討を進める必要があるのではないかとというふうにされております。

では、次お願いいたします。これまでが、先ほど申し上げた3つの柱ということなのですけれど、そのほか個別の点についてですね、検討対象とすべきではないかということが挙げられております。1つはプロバイダによるログの特定に誤りがあった場合にプロバイダが負う損害賠償請求や間接強制にかかるリスクについて、事業活動に伴うコストとのバランスをふまえた検討が必要ではないか。2点目として、意見照会義務の適切な履行を求める必要があるのではないか。それから意見照会の結果に基づきプロバイダはどこまでの対応をすべきかについて整理が必要ではないか、と挙げられております。意見照会に関しては、意見照会を省略してもよいのではないかと思われるような事案がある一方で、意見照会がやはり意義を発揮すべき場面もあって、その場合にはしっかり意見照会を適切に履行してもらう必要があるのではないか。このように意見照会に関しては両面で課題が指摘されているということになります。それから3ポツ目ですけれども、「特定電気通信による情報の流通によって」の解釈について、判例等もふまえた整理が必要ではないかといった課題が指摘されているということになります。その後ろのところも参考資料ということになりますので、適宜ご覧いただければと思います。私から以上となります。

**【穴戸座長】**

曾我部先生、ありがとうございました。それではただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見のある方はチャット欄でご発言の希望を私までお知らせいただければと思います。送信先は全員を選択の上お願いいたします。いかがでございましょうか。

森構成員、お願いいたします。

**【森構成員】**

ご説明ありがとうございました。開示請求によって得られた情報の取り扱い方について、適切な取扱い、5ページについてなのですけれど。検討の論点のところ、手続の過程で得た情報を公表する行為については、基本的には発信者情報開示制度の趣旨に適合しないのではないかとということなのですが。そのなんていうんでしょうか。同業他者に対する中傷が行われていて、それを開示請求によって突き止めたみたいなの、そういうケースもあるかと思うのですけれど。その時に、それを公表したらだめかどうかというのは、どちらかというと一般法で公表自体が名誉毀損に当たるかどうかというような観点から、これまでは考えられていたのではないかとと思うのですけれど。やはりそれを超えて、基本的には、開示によって得られた情報というのは、表現の自由との範疇にないかというご判断がされているという趣旨でよろしいでしょうか。

**【曾我部構成員】**

ありがとうございます。端的にお答えすると、そういうことではなくて、基本的に森先生とお考えは相違がないのかなと思ってますけれど。まず、いわゆる晒し行為みたいなものが一般法によってですね、不法行為になり得るということは前提にあるかと思います。その上で、特別な対応が必要かどうかということ、現段階で何か方向性があるという

よりは、フラットに検討をするということになるかと思います。仮に、何らか追加的な対応が必要だということになった時でも、やはり一般に発信した情報を開示することに、公共性、公益性があるような場合もあり得るとは思っておりまして、それは表現の自由との関係で十分配慮が必要ということですので。そういう追加的な制度設計を行う場合にも、そういったものに十分配慮が必要ではないかという話は出ておりますので、基本的には森先生のご懸念というのは、ワーキンググループとしても共有しているというところかなと思っております。

**【森構成員】**

はい、ありがとうございます。非常によくわかりました。

**【穴戸座長】**

ありがとうございます。ほかにお質問、ご発言等ございますでしょうか。

増田構成員、お願いします。

**【増田構成員】**

ご説明ありがとうございます。内容については非常に納得感のあるご検討課題だというふうに思っております。1点ですね、手数料のことについてちょっとお伺いしたいのですが、手数料を全ての申請に課すということになると、やはりハードルになるのかなというふうに思うのですが、その手数料の在り方について、内容によってあるいは件数がすごく多くなっているようなことについて課すとか、何かそういうことがご議論されたのでしょうか。

**【曾我部構成員】**

ありがとうございます。議論の内容そのものはこれからということにはなりますけれど、今、増田先生おっしゃったご懸念というのは、ワーキングでも共有されておりました。まずプロバイダに手数料の請求を認めるという場合、一般的な根拠といいますか、考え方をまず整理する必要があるだろうということと。もう1つは、直接今お尋ねにあったところですが、他方で発信者情報開示請求というのは権利でありますので、その権利の行使を不当に萎縮させないような、制度設計の在り方ですね。手数料の金額でありますとか、いわば料金体系のようなものについても、正当な請求を萎縮させないような配慮が最大限求められるということは、ワーキングでも共有されているところで、そういう意味でも、増田先生のお考えというのはワーキングでも共有されているというふうに考えております。ちょっと先ほどのお答えも含めて、事務局の方でも補足があればお願いいたします。

**【大内補佐】**

事務局でございます。今曾我部主査からご説明いただいた内容と大きく異なるところはございません。今、増田構成員からご指摘いただいた点も含めて、今後、手数料あるいはプロバイダに生じている負担の分担についても、検討されていくものであるというふうに考えております。検討に当たっても、例えばコンテンツプロバイダあるいはアクセスプロ

バイダという性質の違いですとか、発信者情報開示請求権としての性質といったものも考慮されながら検討されていくものと考えております。以上でございます。

【宍戸座長】

増田先生、よろしいでしょうか。

【増田構成員】

はい。ありがとうございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。ほかに、特にご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ただいま森構成員、増田構成員からいただいたご指摘は、先ほど主査からお答えいただきましたとおり、ワーキンググループでもすでに検討している論点について改めてご指摘をいただいたものであろうかと思っておりますので、この点も含めて引き続きワーキンググループでご検討いただければと思います。特段のご修正の要望ではないと受け止めましたので、発信者情報開示ワーキングにおける検討の論点整理（案）につきましては、基本的に本日の資料 13－2 で、ご了解をいただいたものとして進めさせていただきたいと思いますが、よろしくございますでしょうか。

（異議なし）

【宍戸座長】

ありがとうございます。それではこれも事務局において確定版として公表の準備を進めていただきたいと思います。発信者情報開示請求ワーキングにつきましては、6 月から月 2 回のハイペースでご検討を進めていただいております。曾我部主査はじめ構成員の皆様には大変ご負担をおかけしておりますが、本日の議論もふまえて、さらに検討を進めていただければと私からもお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【曾我部構成員】

ありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございます。続きまして議事の（3）に移りたいと思います。デジタル広告ワーキングにおけるデジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング総括（案）等についてでございます。こちらは資料 13－3 に基づき、広告ワーキングの主査であります音先生からご説明の方をお願いしたいと思います。

【音構成員】

デジタル広告ワーキングの音です。よろしくお願いいたします。デジタル広告ワーキングでは昨年 9 月に本検討会において、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針を策定いただきまして、当該モニタリング指針に基づき昨年 11 月からモニタリングを実施してきたところでございます。本日は当該モニタリングについて、モニタリング総括（案）及びモニタリング指針改正（案）について、資料の 13－3－1、13－3－2 に基づいてご報告させていただきます。

まずは資料 13-3-1 のモニタリング総括（案）についてですが、本資料につきましては、前文の最後の段落になりますけれど、今回実施したモニタリングの結果について SNS 等のサービスの利用者の保護の観点から、プラットフォーム事業者の対応状況について評価を行い、特に引き続き注視が求められる事項等についての整理をしたものでございます。特に引き続きの注視が求められる事項は、（１）にてまとめておりますけれど、いずれの事項も令和 6 年の 11 月に取りまとめましたヒアリング総括の評価においても、対応の重要性について指摘したものです。今回のモニタリングにおいても十分な対応を確認することができなかった項目となっております。まず、①の広告主の本人確認についてですが、3 つ目のボツにありますとおり、いずれの社もリスクに応じた確認を実施しているところ、具体的にどのようなリスクに応じた対応をしているのかについては、十分な回答が得られなかったところでございまして。

これをふまえて、次のページありますけれど、その一番上のボツですが、より幅広い確認書類の提出等の対応を取ることを有効性についても考慮した上で、本人確認の有効性の観点から各社が実施する本人確認の詳細を確認することが重要であるというふうに整理をしております。また、その次のボツですが、不正申請抑制といった観点から、電子的な認証手段の活用状況についても確認することが望ましいというふうに整理をしております。

次に 2 つ目の項目の、広告関連情報の公開についてですが、今回のモニタリングでは、広告ライブラリーの公開状況について確認を行ったところですが、Google さんですとか Meta さんからはライブラリーの公開について回答がありましたけれど、その他の社については未実施という状況でした。この点、デジタル広告ワーキンググループの構成員の方からは、情報公開の方法としては掲載される広告において、広告主や広告に関する情報を確認することができるようにすることも有効と考えられるというご指摘もあつたことを受けて、広告ライブラリーの公開と併せてこの点についても確認を行うことが重要というふうに整理をしております。

次に 3 つ目の項目、掲載済み広告の再審査についてですが、今回のモニタリングでは 2 つ目のボツのとおり、Google さん、LINE ヤフーさん、湘南西武ホームさんについては、広告素材等の変更を伴わず、遷移先ページのコンテンツ内容のみが変更される場合であっても、必要に応じて監視、再審査を実施しているという回答がございました。さらに、その次のボツですが、一部事業者においては遷移先を直に LINE アカウントの登録画面とすることを禁止するなど、クローズドチャットへの誘導に対する一定の対策が見られる事業者もございました。この点、掲載済み広告については、審査の実効性を向上させる観点から、引き続き、遷移先ページのコンテンツ内容のみが変更される場合の再審査の有無や遷移先でのクローズドチャットへの誘導に対する対策の実施、事前審査のすり抜けの対策についての確認をすることが重要であるというふうに整理をしております。

最後の 4 つ目の項目、事後削除の実施状況の把握についてですが、2 つ目のボツに

ありますとおり、今回のモニタリングでは LINE ヤフーさんからは、申請理由ごとの削除申し出件数、実施件数などの回答もございましたけれど、透明性の確保の観点から、回答が十分とは言えない事業者も多くございました。そこで、3つ目のポツですけれど、ここに示しましたとおり、引き続き事後削除の実施状況が適時適切に公開されていることが重要とした上で、回答に当たっては、例えば件数については総数ではなくて、モニタリング対象となる広告ごとに区分して回答すること等が望ましいというふうに整理をさせていただきます。

最後に（２）として、今後のモニタリングの進め方についてもまとめております。今後のモニタリングでは、指針を策定して初めてのモニタリングであったこともあり、モニタリング指針に記載の全てのモニタリング項目について回答を行いましたけれども、特に（１）でまとめた各項目については、今回のモニタリングの回答状況もふまえ、引き続き注視が必要であると考えられます。そこで今後のモニタリングについては、状況をふまえて、重点的に確認すべき項目、対象事業者に絞って実施することが望ましいというふうに整理をした上で、次回のモニタリングについては、（１）記載の各項目について、重点的にモニタリングを行うというふうに考えております。また最後に、デジタル広告ワーキンググループの構成員からいただいたご意見もふまえて、デジタル広告を巡る諸課題への対応については、その射程や対象の問題も含めて、総務省のみで完結できるものではなく、関係省庁との情報共有や意見交換を実施して、必要に応じた役割分担の検討が必要というふうに整理をさせていただいております。

次に、資料 13－3－2 のモニタリング指針改正案についてでございます。こちらの方説明させていただきます。先ほどモニタリング総括（案）において、今後のモニタリングの進め方の整理をご報告させていただきましたけれど、この点、実際のモニタリングの実施に当たって、モニタリング指針の改正も実施していただければと考えております。なお指針の内容を大きく変えるものではなくて、年に 1 回程度実施する個別のモニタリングの際に、重点的な項目に絞って確認をすることが読めるように、文章の技術的な改正を行うのみとなります。

具体的には 2 ページ目に行きまして、モニタリングの実施に当たっては、本指針に記載の各項目を基本としつつ、状況等をふまえて重点的に確認する対象や事項を随時検討すること、といった文言を追記する修正等を行っております。資料についての説明は以上となります。

結びとして、モニタリングにご協力いただいた事業者の皆様には、また関係の皆様には、ご協力に対し改めてこの場で感謝を申し上げるものでございます。デジタル広告を巡る問題につきましても変化のスピードも非常に早いものがございますし、またその射程、対象の問題も含めて、今後の検討に当たっては関係省庁との連携が非常に重要であるというふうに考えております。総務省におきましてもそういった点も意識しつつ、今後の検討を進めていただければと思います。私からの報告は以上でございます。

【宋戸座長】

音先生、ありがとうございました。それではただいまのご説明についてご質問、ご意見のある方は、チャット欄で送信先を全員を選んだ上で、私までお知らせいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

森構成員、お願いします。

【森構成員】

ご説明ありがとうございました。まず、広告ライブラリーのお話がありましたけれども、これにつきましては Meta が広告ライブラリーの検索結果を操作することによって、違法広告を少なく見せているのではないかという報道が、ロイターの報道があったところですが、これについてワーキングでどのように検討されたかということをお教えいただければと思います。それからもう 1 つなんですけれども、今回モニタリングをされまして、不十分なところというのも多々あったということかと思えますけれども、それに関してですね、その法制度化のようなことをお考えであるかということをお教えいただければと思います。よろしくお願いします。

【音構成員】

ありがとうございます。ロイターの報道に関しましては、ワーキングの議論の際にも、複数の構成員の方から、この点に関してはご指摘がございました。もちろんのことですけれども、それらの報道をふまえての議論というふうにご理解いただければと思います。他方におきまして、先ほどもご紹介をさせていただきましたとおり、このような形でのモニタリングをすること、それからそのことの報告をすることということが、トータルとして、それぞれの事業者になんらかの影響を与えているという認識も持っております。継続的に、こういう作業をやっていくことの持っている重要性というものを認識しておるものでございます。もちろんのことですけれども、先生ご指摘のとおり、この作業のその向こう側というようなことも、当然これらの作業の中で検討していく必要があるんだろうというふうに思っております。事務局から補足があれば、よろしくお願いいたします。

【横山補佐】

事務局でございます。音主査ご回答ありがとうございます。今申し上げたことと基本的に事務局も相違ございませんけれども、特に今後の検討につきましては関係省庁ともきちんと連携をしていきながら、この広告ワーキングとしても議論を進めていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【森構成員】

ありがとうございました。1 点目につきましては、ここでは広告ライブラリーのような形で公開させることが、方向性としてはいいというようなご示唆があったと思うんですけれども、その公開させても、その中身が操作されていけば全然意味がないかと思えますので、そのことがちょっと報告書上現れていないというふうに感じたわけでございます。それでそのようにお伺いしました。第 2 点につきましては、お答えとしては事務局の補足も

含めてなのですが、まずは法制度化のようなことは考えていないというふうに理解をいたしました。ありがとうございました。

【音構成員】

現状につきましてはまずはこの調査をモニタリングをしっかりとしながら、その中で検討していければと思っております。

【森構成員】

わかりました。ありがとうございます。法制度化と言っても色々あると思いますけれども、例えば一様に回答が得られない場合には、その事業者に対して報告義務を課するというようなところから始めることもあろうかと思っておりますので、その点は私の提案として申し上げます。ありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございます。どうぞ事務局から。

【横山補佐】

事務局でございます。今ご回答いただきましたとおりですけれども、現時点ではこのワーキングとしての議論というのはなかなか難しいところございますけれども、今後状況によってきちんと関係省庁とも連携しながら議論していければというふうに思っております。ありがとうございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。それでは増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】

モニタリング大変お疲れ様でした。ありがとうございます。この内容というのは公表されると思いますし、よく読めば理解するところではあるのですけれども。現状、各事業者がどういう対応しているかっていうことをふまえた行動を利用者が起こすためには、やはり今の現状をしっかりと分かりやすく知ることが必要だというふうに思います。このモニタリングの結果を分かりやすく公表していただきたいというのは、この総務省さんのお願いかもしれないんですけれども、利用者が活用しやすい形で一覧表にするなどですね、していただくと助かるなというふうに思います。お願いいたします。

【宍戸座長】

ありがとうございます。事務局よろしいですか。

【横山補佐】

事務局でございます。回答につきましては、今回、参考資料として付けさせていただいたもの、こちらが5月にデジタル広告ワーキンググループで公表した回答の結果のまとめでございますけれども、こちらも今回配布させていただきつつ公開をさせていただいているという状況でございます。併せて、この5月のデジタル広告ワーキングのホームページに各事業者の回答の原文も公表しておりますので、そちらについて併せてご確認をいただければと思います。ありがとうございます。

【増田構成員】

増田です。よろしいですか。

【宍戸座長】

どうぞ。

【増田構成員】

もう少し分かりやすくなるといいかなって思いました。よろしくお願いします。ありがとうございます。

【宍戸座長】

承知いたしました。ほかにご発言等ございますか。

大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】

特殊詐欺等のなりすまし広告の被害の深刻化をふまえますと、今後のモニタリングをふまえたプラットフォーム事業者の対応の実効性の確保を高めることが必要と考えます。

【宍戸座長】

ほかにご発言のご希望等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それでは、このデジタル広告ワーキンググループのモニタリングの総括及びそれをふまえたモニタリング指針の改正につきましては、ご異議なかったものと承知いたしました。その上で今後モニタリングの状況によっては、何らかの制度化について検討すべきでないかというご指摘について、親会においてご発言があったということはテイクノートをし、進めたいと思っております。資料 13-3-1、13-3-2につきましては、本会合として、ご了解いただいたものとして進めてよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

【宍戸座長】

ありがとうございます。それではこちら事務局において公表の手続を進めていただきたいと思います。音構成員、それから広告ワーキンググループの皆様には御礼を申し上げます。また引き続き、重点的なモニタリングをしていくということで進めたいと思っております。

大谷構成員からチャット欄で、特殊詐欺等のなりすまし広告の被害の深刻化をふまえますと、今後のモニタリングをふまえたプラットフォーム事業者の対応の実効性の確保を高めることが必要と考えます、とのご意見もいただきましたので、こちら親会においてご発言あったものとして扱いたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、議題の(4)に移ります。青少年保護ワーキンググループにおける第一次報告書(案)の意見募集結果についてでございます。こちら事務局より資料 13-4に基づき、ご説明をお願いいたします。

【田熊補佐】

事務局でございます。資料 13-4-1 に基づきましてご説明させていただきます。

1 ページ目、ご覧いただければと思います。本年 6 月 17 日から 7 月 8 日までの 22 日間、意見募集を行いました。意見提出 73 件でございます。事業者・団体から 23 件、個人から 50 件、計 73 件の意見でございました。また、意見提出者から複数の意見を提示されていることもありまして、合計いたしますと 239 件でございました。なお、説明の時間の制約もありますので、報告書（案）の中で、特に WG としてのお考えを示していただきました、4 つ目の「本会合における議論」に対するご意見を中心にご説明をさせていただきます。最初に 3 ページ目、意見 1-1-4 についてでございます。こちら個人の方から「青少年有害情報」に関する意見でございます。ご指摘を踏まえまして、報告書（案）の修正をいたします。

続いて 33 ページになります。意見 3-4-3、ソーシャルメディア利用環境整備機構からの意見です。報告書（案）の注釈の位置についてご指摘がございましたので、ご指摘を踏まえて修正いたします。これらの修正につきましては資料 13-4-2 において、赤字にてお示しをしているものでございます。

続きまして、36 ページになります。4（1）検討の基本的方向性についてです。そのうち 38 ページ、意見 4-1-4 についてです。個人の方から、より低年齢の段階にある青少年に対する保護について検討する必要があるのではないかという意見です。検討の基本的方向性として、「年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保する」と示しており、ご指摘の低年齢の段階にある青少年も含めて、年齢と発達段階に応じた保護が実施されるために必要な取組を検討、と考え方を示しております。

続きまして 38 ページになります。4（2）本会合における共通認識に対する意見です。青少年保護 WG として議論を行う上で、各構成員の共通認識として整理いただいた内容となりますので、説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、55 ページ以降が 4（3）PF サービスの設計上の青少年保護措置についてです。こちら①から③までございまして、そのうち①保護措置の在り方についてでございます。さらにその中で、一律の「年齢制限」（一定年齢以下の使用禁止）をかけることは望ましくないのではないかという報告書（案）の考え方に対する意見が全体で 47 件ございました。そのうち、賛同が 39 件、反対が 5 件となっております。

62 ページ、意見 4-3-3、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会からの意見です。諸外国では年齢制限を導入している国が増えているため、国民が納得できるよう、明確に説明すべきではないか。日本で導入しない場合はその代替となる保護措置の強化をすべきといった意見です。PF サービスごとにサービス内容そのものや、設計・機能・リスク等が異なることに加え、青少年の権利を確保する必要性から、国が一律の年齢制限を課すことは望ましくないのではないかという見解を示したものでございます。その上で、PF 事業者に対しサービスのリスク評価と、それに対する保護措置の実施・公表や使用適正年齢の設定理由や年齢確認手法、必要なリテラシーの公表も求める、として考

え方を示してございます。

続いて 63 ページ、意見 4-3-4、北海道消費者協会からの意見です。一律の年齢制限の代替策として、「段階的解放」として具体化すべきではないかといった意見となります。ご指摘の「段階的解放」についてはリスク評価において各年齢に応じた青少年保護措置として公表されることが望ましい。また、年齢確認につきましては、諸外国の動向や諸外国における先行事例も踏まえて検討すべきであるとして考え方を示してございます。以上、①保護措置の在り方のうち、一律の年齢制限についてご紹介させていただきましたが、それ以外にもリスク評価に対する意見も複数ございました。

71 ページをご覧ください。意見 4-3-8、アジアインターネット日本連盟からの意見です。同旨の意見として、報告書に対して賛同の上という形で規制が必要と思われるサービスを定義・明確にしていきたい、基本的な枠組みや方向性を示すガイドラインを作成していただきたいといった意見を複数いただいております。総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えますとして考え方を示してございます。

続いて 92 ページ、意見 4-3-23、Google からの意見です。事業者外部から再評価する仕組み等については、PF 事業者への情報開示が実施されれば、社会や市場による監視に晒され評価されることになるため、そのような仕組みを導入する必要はないといった意見となります。事業者が実施する評価については、評価自体が適正に実施されているか、取組内容が十分であるか等の観点から、社会や市場による監視を含め、外部からの評価は必要であると考えますとして考え方を示してございます。以上が、(3) ①保護措置の在り方についてでございます。

続いて、②保護措置の前提となる「年齢確認」についても、いくつか意見が提出されました。64 ページ、意見 4-3-5、ソーシャルメディア利用環境整備機構からの意見です。年齢確認につきましては、年齢確認手法に関して、様々な方式を選択肢として検討することが望まれる。実効的かつ柔軟な制度設計を検討いただくことが望まれる。年齢を偽って利用するなどのすり抜けを完全に防ぐことが困難であり、青少年の保護の実効性という観点から制度全体を検討することが重要、サービス全体として青少年にとって安全な利用環境が確保されているかといった点を重視した制度設計としていただくことを期待といった意見となります。総務省における今後の政策検討の参考とされるよう考えますとして考え方を示してございます。

続いて 91 ページ、意見 4-3-22、新経済連盟からの意見です。年齢確認の厳格化に対しては、慎重に議論すべきである。リスクに応じた必要最小限の措置とすべきであるといった意見となります。サービスや特性に応じた年齢確認の厳格化を検討すべきではないか、ですとか、ユーザーの利便性・実効性のために、プライバシー・セキュリティ上のリスクについても考慮した上で検討するべきではないかという形で報告書（案）でも示してございまして、サービス設計や特性等に応じて、適切な方法・レベルでの年齢確認がされる必要があると考えるとして考え方を示してございます。

続いて、③保護措置の初期設定について、こちらにもいくつか意見が提出ございました。76 ページ、意見 4-3-12、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会からの意見です。他の事業者・団体からも同旨の意見が出されており、初期設定での保護措置を義務化すべきであるといった意見の提出がございました。保護措置を初期設定とすることについて、一定の実効性を持った仕組みも必要ではないかという考え方を示してございます。以上が（3）の内容でございました。

続いて（4）アプリストアのレーティング、117 ページお聞きいただければと思います。意見 4-4-1、エンターテインメント表現の自由の会から、また他の事業者・団体からも同旨の意見がございました。透明性確保、創作活動への萎縮の防止の観点から慎重な運用の担保を求めるといった意見であり、今後の検討の際の参考とされるという考え方を示してございます。

続いて、119 ページになります。意見 4-4-5、アジア・テック・アライアンスからの意見です。新たなガバナンスの枠組みが本当に必要なのか、既存の仕組みを活用する方がより効果的であるかについても検討を期待するという意見です。報告書案において、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないかと示しておりまして、今後の参考とさせていただければという考え方でございます。

続いて（5）フィルタリングを含む技術的保護手段、123 ページお聞きいただければと思います。意見 4-5-1、エンターテインメント表現の自由の会からの意見です。技術的保護手段につきましては、対象範囲や目的を明確にした上で、過度な利用者の選択肢や情報発信を制限するものとならないよう配慮を求めるといった意見です。報告書（案）において、青少年の権利やウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要という考え方を示してございます。

続いて、（6）携帯電話事業者による各種確認義務、142 ページお聞きいただければと思います。意見 4-6-4、ソフトバンクからの意見です。また、他の事業者からも同旨の意見がございました。青少年インターネット環境整備法に基づく各種義務について、今後も引き続き法令に基づく対応を確実に実施していく考えという内容であり、今後の政策検討の参考という考え方を示してございます。

続いて 142 ページ、意見 4-6-5、電気通信事業者協会、また他の事業者からも意見があったものです。年齢確認については青少年が利用するサービスを提供する事業者が、年齢情報の収集、青少年保護措置を講じることが最も効果が期待できる取組であると考えるといった意見です。今後の政策の参考という考え方を示してございます。

続いて（7）その他につきましては、ICT リテラシーですとか、スマホ競争促進法に関する内容であり、WG の検討項目以外の内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

最後、「5 今後の進め方」に対する意見でございます。154 ページ、意見 5-2、アジ

ア・テック・アライアンスからの意見です。今後の検討を進めるにおいても、業界及びその他の関係者との継続的な対話を行うこととするという意見でございまして、今後の政策検討の参考という考え方を示してございます。

156 ページ、意見 5－6、日本国際映画著作権協会からでございます。報告書（案）におけるプラットフォームの対象範囲及び定義が過度に広範であることを懸念といった意見です。リスク評価の対象となるプラットフォームサービスの基準、評価項目につきましては、「課題と論点の整理」に基づいて関係省庁において検討されている論点に係るリスクも踏まえ、多面的に検討すべきであると報告書（案）で示しており、引き続き検討すべき事項であるという考え方を示してございます。駆け足でございましたが、説明以上でございます。

**【宍戸座長】**

ご説明ありがとうございました。このデジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書（案）につきましては、ワーキンググループのご議論の上、6月15日第10回会合において、パブリックコメントにかけたところでございますけれども、今ご紹介いただいたように非常に多数の多岐にわたる非常に有益なご指摘をいただいたところでございます。このことについてパブコメを提出いただきました皆様に御礼を申し上げたいと思います。

それでは、こちらについてご意見等ございましたら、私までまたチャット欄でお知らせいただきたいと思います。この13－4－1、意見募集結果に対する本検討会としての回答、そしてまた13－4－2でございしますが、第一次報告書（案）につきましてはご指摘を受けた誤記や表記を修正するという事で、あとは軽微な修正等があるかもしれませんが、その点については、私と主査にご一任いただきたいと思いますので、森構成員からご発言のご希望あるということですので、それを受け承ってからにしたいと思います。よろしくお願いします。

**【森構成員】**

遅くなりまして申し訳ありませんでした。一言だけなのですが、パブコメで相談員協会から出ていました、諸外国ではアカウント作成の年齢制限みたいなのが導入されているので日本ではどうして導入しないのだと、国民が納得できるような説明が必要であるというご意見がありまして、これは全くそのとおりだなと思って拝見していました。他方で報告書（案）は、子どもの知る権利が重要であることと、サービスの実態がそれぞれ異なることから一律の年齢制限は適当ではないというふうにおまとめいただいています。44 ページですね。でもそのサービスによってリスクは様々だということであれば、それは何もしないということではなくてですね、このサービスによってはこうする、あのサービスによってはああする、ということが帰結されると思いますので。若干、リスクベースで考えるということと、現状では何もしないということが合っていないように私としては感じられました。国際的動向をふまえてということですので、今後確実に国際的動向としてはア

カウント作成の年齢制限は増えていくと思いますので、その点にご注意いただいて今後の施策を考えていただければと思います。以上です。

【宍戸座長】

森先生、ありがとうございました。事務局から何かございますか。

【田熊補佐】

事務局でございます。森先生ありがとうございました。まさにご指摘のとおりかと思えますので、こどもの保護の観点とこどもの権利利益とのバランス、国際的な議論の動向、また制度の実効性なども踏まえながら、我が国の実態に即したこどもの保護の在り方については引き続き関係省庁とともに検討していく必要があると考えてございます。ありがとうございます。

【宍戸座長】

青少年ワーキングの主査であります曾我部先生からも一言いただけるということですのでお願いいたします。

【曾我部構成員】

今の点につきましては大変もったもなご指摘ですけれども。一応ですね、現状の報告書（案）の考え方としましては、使用適正年齢というものの設定を事業者に求めるということにしておりまして、現状各社ですね、例えば13歳未満とか利用規約で定めていますので、それをイメージしているわけですけど。ですので、一律に国の側で最低年齢を設定するということは、先ほどのご議論のとおり、そういうスタンスはとっておりませんものの、各社で最低年齢は設定をしていただき、かつ年齢確認をしっかりといただくということも別途求めておりますので。そういう意味では、全く最低使用年齢という概念が全くないということではないということも、一応補足として申し上げたいと思います。以上です。

【森構成員】

ご説明ありがとうございました。現在、特にヨーロッパでですね、法律で利用年齢の最低を画していこうということになっているのは、それは現在事業者が自主的にやっている最低年齢設定をふまえた上で、やはりアテンション・エコノミーの下では、プラットフォームが適正に行動できていないのではないかと。青少年に対して、中毒性のあるサービスを提供しているのではないかという懸念から、法律によって、自主的取組とは違う最低年齢を画するという、そのような方向性にあると思いますので、その点を考慮いただければということでございます。

【宍戸座長】

曾我部先生、是非。

【曾我部構成員】

ご指摘もまたもったもですが、1つは有害な機能に関しては別途規律を求めるということにしておりますし、あとやはり最低年齢を一律に求めることについては、先ほどこの議

論ですけど、やっぱりサービスによって特性が異なるということですから。そこは、それこそ最近話題の立法事実との関係でも、一律に何歳というふうに定める段階にはないのかなということで、ひとまずこういう各社が当該サービスのリスクに基づいて、使用適正年齢を設定することを求め、かつ使用適正年齢以上の子どもに関しても有害な機能に関しては対策を求めると、そういう立て付けにしているということになります。

【森構成員】

その点はよく理解しております。ただ今の日本の進め方は欧州のトレンドとは違いますので、その世界的な動向について、しっかりご注意ください、新たな対策を恐れずに講じると、というふうにお願いしたいと思います。

【穴戸座長】

それでは上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】

曾我部先生がご発言される前にお願いしますって書きちゃったのですみません。森先生がその点について発言されるだろうと思っておりましてというのが1点と、この点について、諸外国の動向がそうであるから日本で同じにしなければいけないというわけではなくて、諸外国の動向はもちろん参考にもしますが、それを日本でどう考えるかということを検討するっていうのが現状ですというようなことを、ちょっと申し上げようかなと思いました。以上です。

【森構成員】

ありがとうございました。私が来るなと上沼先生が思われたというのは、それはやはり世間の期待がそういうものなんだということを、なんとなくお感じになっているんだということかと思いますので。もちろん諸外国でやっていることを日本でやらなければいけないわけではないのですが、もう少し世間の期待というものがどうかということはお考えいただいた方がいいかなとは思っています。

【上沼構成員】

森先生の期待がそうだなっていうのはよく分かっていました。

【穴戸座長】

ありがとうございます。よろしいですか。本件は、それこそまさに世間と言いますか、世論も含めて様々な議論があり、また今回パブリックコメントを拝見しても両論色々な考え方があって、しかし森構成員ご指摘のとおり、これについて法律でハードローで対応する選択をした国もあることは事実であり、そこにおいて十分一定の考えがあるものというと思いますが、それをふまえながら日本においてどう考えていくかという問題であるということも、曾我部先生、また上沼先生おっしゃるとおりかと思います。

水谷構成員、お願いいたします。

【水谷構成員】

水谷です。私もワーキンググループの一員として一言だけ発言させていただきます。諸

外国の動向で、今般フランスも一律年齢制限の方向に舵を切り始めており、年齢制限の話が出てきているというのはもちろんその通りだと思います。ただ諸外国はいきなり年齢制限を敷いたわけではなくて、オーストラリアもそれ以前からオンライン安全法で、色々と青少年の保護等々を議論をしてきて、そこからやっぱりこれじゃだめだねと段階的に議論をしてきているという印象があります。その一方で、日本の状況はまだその前段階といえますか、ファーストステップをやり始めたところということだと思いますので、まさにここから立法事実等をふまえて、その後のことを考える必要があるのかなと個人的には思っている次第でございます。私から以上です。

**【森構成員】**

ありがとうございます。私が直でお話ししてよいのかわかりませんが、大変心強いご意見いただきました。ファーストステップということなのですが、この報告書はファーストステップということにはなっていないかなという印象を受けておりまして、一律の年齢制限が望ましくない、以上。みたいなそんな感じの印象を受けたものですから、そのように申し上げました。もし欧州のようにもちろん段階的に進めていくことは当然でして、この段階でいきなりハードローで年齢制限ってことはありえないと思いますけど、まずは報告書で、各国がそのような方向を示しているからその点についても検討していく必要があるんじゃないかと、ということを明確に示していただければ私もファーストステップとして受け止められたと思うんですけども、そうは感じられなかったということでございます。しかしながら今の水谷先生のご意見で、なるほどワーキングとしてはそうなんだということを知ることができましたので、よかったかなとは思っています。ありがとうございます。

**【穴戸座長】**

事務局から補足で発言があるということですのでお願いをいたします。

**【寺本参事官】**

事務局でございます。年齢制限について様々なご意見ありがとうございます。本件、第一次報告書としておりますが今後秋以降、こども家庭庁と共に本件議論をしていく予定でおります。また今回のパブコメのご意見に対しても、国際的な議論の動向、制度の実効性等を踏まえながら、引き続き検討していく必要があると回答しております。様々、世の中動いている案件でございますので、我々今回のことで全て議論を決め打ちという判断ではございません。まずはファーストステップを進めていきたいと考えております。以上となります。

**【穴戸座長】**

ありがとうございました。それでは、今のやり取りでこの場において、このワーキンググループ第一次報告書の記載の趣旨とまた今後の課題と留意点も明らかになったかと思えますので、これをふまえて、また曾我部主査とワーキンググループにお願いして恐縮ですが、検討を進めていただければと思います。先ほど申し上げましたけれども、報告

書案の意見募集結果、また報告書案の記載の修正等についてはご了解いただいたものとして進めさせていただきたいと思います。事務局においてこちらも公表の準備をいただきたいと思います。ありがとうございました。

それではアジェンダの5番目でございます。「違法情報ガイドライン」改定案の意見募集結果についてです。こちらは資料13-5になります。こちらも事務局よりご説明お願いいたします。

【武田補佐】

事務局でございます。それでは「違法情報ガイドライン」改定案について、ご説明を申し上げます。6月下旬に本検討会のメール審議していただきました「違法情報ガイドライン」改定案につきまして、意見募集の結果が取りまとまりましたので、報告させていただきます。意見募集の全体版の資料、資料13-5-2、それから改定案を13-5-3と用意しておりますけれども、説明は投影しております概要版の資料13-5-1を用いて進めさせていただきます。

まず2ページ目、今回の「違法情報ガイドライン」の改定案でございますけれども、(1)なりすまし型偽投資広告関係(刑法関連)、(2)「送金犯罪」の依頼・誘引関係(犯罪による収益の移転防止に関する法律関連)、(3)化粧品に関する広告(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等関連)につきまして、文言の追加などの改定を実施することとしております。本改定案につきましては、6月24日から26日までの期間でメール審議の形でお諮りさせていただきました。その後7月3日から公表手続を進めてきたところになります。

1ページ目戻っていただきまして、意見募集結果の概要になりますけれども、意見募集期間は7月3日金曜日から同月16日木曜日の14日間。その下に意見提出件数を示してございますが、個人の件数の中に、「株式会社JPIX」様の団体が1件含まれておりますので、後ほど資料は差し替えさせていただきます。いただいたご意見の内容全体を確認したところ、事務局といたしましては提出意見を踏まえましてガイドライン改定案の文言を修正する必要はないというふうに考えておりますが、主なご意見をご紹介させていただきたいと思います。

まず寄せられた主なご意見の1つ目でございますけれども、日本インタラクティブ広告協会様からは、なりすまし型偽投資広告を含めたインターネット広告に関する規制などを検討するに際しては、実効性のある制度設計をするため、広告関係団体を検討から加えてほしいといったご意見をいただいております。事務局といたしましては、考え方にも示しておりますとおり、インターネット上のなりすまし広告対策については関係省庁や関係事業者と連携して進めることが重要であるとの考え方を示しております。

その他のご意見といたしましては、生成AIに関する規制強化に関連するものもいただいております。違法情報ガイドラインはそれ自体が規制対象を拡大する上での根拠となるものではございませんけれども、今後AIに関連する各法令の対応の動向などによりま

して本ガイドラインに追記を行うべき場合もあり得ると考えております。事務局といたしましては、考え方案に示しておりますとおり、各法令における対応の動向なども踏まえ、今後のガイドラインに関する検討を進めていく上での参考とさせていただくとの考え方を示しております。

その他提出されたご意見は概ね今回のガイドライン改定を行うことについて賛同のご意見であったと承知しておりますけれども、より一般的な観点から広告に関する規制を強化すべきといったご意見もいただいておりますので、併せてお伝えをさせていただきます。

なお、警察庁が運用するインターネット・ホットラインセンターにおけるホットライン運用ガイドラインにつきましても、違法情報ガイドラインと同様の文言で改訂作業が実施され、意見募集手続が進められておりましたけれども、警察庁からは同手続においても、ホットライン運用ガイドラインの改定文言案に影響を与える意見提出はなかったというふうにお伺いをしております。

本改定案に本日ご了解をいただきましたらこの改定案に基づきまして違法情報ガイドラインの改定を進めさせていただきたいというふうに考えております。なお、ホットライン運用ガイドラインの改定にかかる協議会が本検討会の後に予定されておりまして、そちらで仮に修正意見が出た場合も含め、違法情報ガイドラインの反映などにつきまして、宍戸座長ともご相談の上進めさせていただきたいというふうに考えております。事務局からの説明は以上となります。

**【宍戸座長】**

ありがとうございました。それではただいまのご説明につきましてご質問、ご意見がありましたらチャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。私が拝見している限り、特段のご発言のご希望はないようでございますので、よろしければ先ほどご説明をいただきました違法情報ガイドラインに関する意見募集結果、13-5-1、13-5-2については、意見提出者の内訳を、この後修正するという事で、ガイドライン改定案 13-5-3についてはこのままということで、原則的にご了解いただいたものと扱わせていただきたいと思います。事務局からもご説明ございましたが、今回の違法情報ガイドラインの改定につきましては、警察庁のインターネット・ホットラインセンターのホットラインガイドラインの見直しと連携して、進めていただいているところでございます。インターネット・ホットラインセンターのガイドライン側で修正の必要があった場合には同期をとるといった観点から、それを反映した上でこちらの違法情報ガイドラインについても改定できればと考えております。つきましては、それに関しては、前にも申し上げましたが私、ICH の運用ガイドライン検討協議会のメンバーでございしますが、その立場ではなくてこの検討会の座長としての私にご一任をいただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

**【宍戸座長】**

ありがとうございます。それでは、ご一任いただいたものと扱わせていただきたいと思います。万が一ということですが、先ほども申し上げましたような必要な修正が生じた場合には反映をするということで、私と事務局において確認をした上で、公表の手続を進めたいと考えてございます。ありがとうございました。

本日だいぶ長くなって片端から案件についてご意見を伺っているところでございますが、最後の案件でございます。議事の6、情報流通プラットフォーム対処法の履行状況の点検についてに移ります。資料13-6につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

#### 【大内補佐】

事務局でございます。資料13-6に従いまして情報流通プラットフォーム対処法の実効性向上に向けた「点検」について、ご説明をさせていただきます。

1ページご覧ください。情報流通プラットフォーム対処法については令和7年4月に施行し、現在施行してから1年が経過したところでございますが、情報流通プラットフォーム対処法の実効性向上を図るという観点から、今後総務省において、①公表義務の履行確保、②迅速化・透明化にかかる義務の履行確保、そして③大規模事業者の対応状況の「点検」の3つの対応を実施してまいりたいと考えております。

1つ目、公表義務の履行確保は、いわゆる透明性レポートの記載の適正化でございます。現状の制度を前提としまして、大規模事業者が情報流通プラットフォーム対処法第28条に定めている公表義務を適切に履行しているかを確認するというものでございます。こちらについては、先週7月24日、総務省のホームページ上で報道発表をしておりますとおり、総務省において一部事業者に対して勧告等を実施したところでございます。こちらの概要につきましては4ページ目に参考資料としてつけております。

2つ目、迅速化・透明化にかかる義務の履行確保につきましては、①の公表義務の履行確保に関するものに限らず、現状の制度を前提として大規模事業者が迅速化・透明化規律として、義務を履行することになっているものについて適切に履行しているかを確認するものになっております。こちらについても、総務省として公表された資料を分析した上で必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

3つ目となりますが、情プラ法の実効性向上に向けた「点検」でございます。①及び②が現状の制度を前提として検討を進めていくものであるのに対し、③としましては情プラ法に基づく事業者のこれまでの対応状況を分析した上で、その運用上の課題というものを洗い出し、対応策を進めてまいりたいと考えております。右側にあるとおり、情プラ法の迅速化・透明化規律の実効性向上に必要な運用上の改善策の在り方というものをここで検討してまいりたいと考えておりまして、今回、情報流通プラットフォーム対処法の省令としてガイドラインについてご議論いただきました諸課題検討会において、こちらの点検について検討をいただければと考えております。2ページ目で、この点検に関する具体的な対応の軸について記載をしております。こちら、点検作業を進めていくにあたって、令和

6年改正の背景というものを検討の上、考慮の上進めていく必要があると考えております。令和6年改正においては大規模なプラットフォーム事業者に対して、削除基準及び削除申出窓口を整備した上で、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を義務付けておりますけれども、背景としましては、プラットフォーム事業者による利用規約等に基づく削除等に関する課題が指摘されていたということがございました。大きく3つ指摘がございまして、1つ目として、削除申出等の窓口が分かりづらいという点。そして2つ目として、削除申出をしてから1週間より長く放置されるのは許容できないといった点。そして3つ目としまして削除申出をした後に、削除申出者あるいは発信者に対して適切に通知がなされていないといった点、こういったものが指摘をされておりました。その後これらの課題を中心に、プラットフォームサービスに関する研究会及びその下の誹謗中傷等の違法有害情報への対策に関するワーキンググループ等において検討が進められ、令和6年の改正に至ったというところでございました。そのため、今回、令和6年改正の背景も踏まえた上で、①削除申出方法の整備、②削除対応の迅速化、③削除申出者への通知への対応状況等への対応を軸としまして、情報流通プラットフォーム対処法の実効性を向上させるために必要な運用上の改善策の在り方について、省令、ガイドライン等の制度面も含めて検討する点検のプロセスというのを進めることとしてはどうかと考えているところでございます。

3ページ目に、令和6年改正の概要が載っておりまして、削除対応の迅速化、運用状況の透明化という規律の具体的なものを記載しております。

そして4ページ目におきまして、今回7月24日に報道発表しております、情報流通プラットフォーム対処法第28条に定める公表義務の違反にかかる勧告等についての概要資料を掲載しております。以上、事務局からの説明となります。

#### 【宍戸座長】

ご説明ありがとうございました。それではただいまのご説明についてご質問、ご意見のある方はチャット欄において全員を選択の上私までご発言の希望をお知らせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

クロサカ構成員、お願いします。

#### 【クロサカ構成員】

クロサカでございます。ワーキングの構成員の立場なので参考程度に聞いていただければと思います。今回の様々な課題については、国民全体が非常に大きな関心を寄せているところだと思っています。とりわけ、Google、X、ドワンゴ、Metaといった大手事業者がかなり低水準である。ありていに申し上げると、本当にこの人たちは法令遵守の気持ちがあるのだろうかと思わざるを得ないぐらいの状況にある。なおかつ、今5社のうち4社名前を挙げて、それ以外のところを申し上げましたが、それ以外の会社、名指しはいたしません、そのコンテンツ内容を考えると、その人たちと同じレベルなんですかということ、を嘲笑されるレベルに今彼らはいるところだと思っています。こういったプラットフォ

ーム事業者のためにもなるかと思しますので、今回の勧告及び報告徴収については、かなり厳格かつ厳しい対応をお願いできないかというふうに思っています。出てくる内容のレベルが低いということであれば、再度勧告を行ったり、再度報告徴収を行うというようなことも辞さないという姿勢を示していただきたい。なぜかと申し上げますと、私は広告モニタリングについてずっと検討しているわけですが、広告について先ほども立法すべきではないかというお話がありましたが、情報に非対称性、すなわち事業者の方がはるかに多くの情報を持っているという中でモニタリングを継続するという事の重要性が私はあると思っております。そっぽを向かれてしまうと何もできなくなってしまうという非常に弱い立場に我々はあるというような状況にある。しかしながら情報を引き出していけないと何も問題を解決することどころか、問題がどこにあるのかさえも分からないというような状況にあります。その観点から直ちに立法を目指すというものではない、力関係の弱さからするとそんな簡単にはできないと思いますが、本件については情プラ法という法律があり、我が国の法執行能力が問われているわけです。はっきり言うと、広告モニタリングであるとか SNS の年齢規制以前に、立法しようとしまいと、今ある法律でちゃんと執行できなかつたらだめだろうというふうに普通に考えれば言えるわけですので、こういった観点から、簡単に申し上げますとビシビシ対応いただければというふうに思っております。意見でした。以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。森構成員、お願いします。

【森構成員】

ありがとうございます。クロサカさんのご意見に全く賛成です。おっしゃるとおりだと思います。で、1点だけ法制度化が難しいということなのですけども。私が申し上げている法制度化というのはですね、むしろ情報の非対称性を解消させるツールとしての法制度化ということです。典型的には報告義務ですね。今モニタリングの結果が出揃わないのは、モニタリングに対する温度感が事業者によって違うのは、これは法律上の義務が課されていないからですね。ちゃんと回答しなかったらどうなるのってという話になった時に、いや別に特に何かというわけではないんですけどもやはり、みたいなことを言ってもですね、それならまあ大体でいいんじゃないのってことになるわけですから。法的義務を課された上で報告する、回答する方がプラットフォームにとってもやりやすいという面もあろうかと思えます。以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。今の森先生のご指摘は、この前のアジェンダのデジタル広告、それから青少年保護のお話との関係ですね。

【森構成員】

そうです。そうなのですけども、そういうご意見の中で言及がありましたので、法的義務というのはそういうものを想定してますという、そういうご趣旨です。今のちなみに話

はそれですけれども、クロサカさんのご意見には全く賛成です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。改めてまして、資料 13-6 でお諮りをしております、情プラ法の現在ある義務の実効性向上に関しても、さらにご意見を伺えればと思います。

山口構成員、お願いします。

【山口構成員】

山口です。ご説明いただきありがとうございました。情プラ法について私からの 2 点述べさせていただきたいと思います。まず 1 点目が、今回色々なこの透明性レポートということが出てきてまして。資料に書いていただいているとおり、この下の部分ですね。情プラ法の実効性向上に向けた「点検」ということで、要するにこの対応を分析するということがございます。まさに私はここが非常に重要と感じておりまして、出てきた情報を分析するということだけではなくて、調査ですね。例えば実際、窓口がどうなっているのかから始まり。一方で利用規約はすごくいいこと書いてあるけども、違反コンテンツ、実は結構残っているかもしれない。あるいは残っていないかもしれない。そういった実態の調査も含めてですね。透明性レポートというのは事業者側が出してくるものですが、それ以外の調査も含めて組み合わせることによって、色々な情報が出てくるかと思います。そういったことを把握した上でエビデンスベースで、今後の情報環境についての施策というところを検討するのがよろしいかなというふうに思いますし、また情プラ法の在り方そのものも含めて、改善につなげていくということが非常に重要なというふうに考えております。これがまず 1 点目です。

もう 1 点が、今回公表されたデータで。各企業、かなり項目ですね、この公表事項に定められているものに沿って努力して、出していただいていることは認識しております。している企業としていない企業があって、それが問題だということも散々議論になったところですが、同時にですね、出てきたもののやっぱり集計の粒度とかでですね、かなり違いがあったりして、あんまり横比較ができないんじゃないかということが指摘されているところです。もちろん各社に事情があるので、完全な共通のフォーマットというのは不可能だと思うんですが、もし、もう少し横比較ができるようなことが可能になるようなことができるのであればですね、現実的にそういったことが可能な部分があるのでしたら、そういったことも今後改善の中で考えていくということも大切なというふうに感じた次第です。私から以上です。ありがとうございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。水谷構成員、お願いいたします。

【水谷構成員】

私も広告 WG の一員ですので、先ほどクロサカ構成員の立場と同様に参考程度にという立場で、一言だけコメントをさせていただければと思います。基本的にクロサカ構成員がおっしゃったことに私も同意見というところなのですが、追加で申し上げますと、やはり

情プラ法の当該部分についての執行・報告徴収等をきちんとしていただくことで、逆に今回名前が挙がっていない、つまりきちんと法令事項を遵守してレポートを出してきた事業者に対する評価という点でも、違反している事業者にはきちんに対応していただきたいと思っております。つまり、真面目にやっても真面目にやらなくても、同じような扱いをされるのであれば、真面目にやるインセンティブが事業者側になくなっていきますので、やはり事業者側のインセンティブを高める意味でも、きちんとしていただきたいというところですね。特に、今般のこの透明性レポートの公表部分については、これら事業者の収益源になっている広告主の皆さんにとっても非常に重要な情報であると考えております。つまり法令遵守できていない、コンプライアンス的に問題のある不透明な事業者に皆さんの大切な広告を出すんですかというお話です。その点で言うと、先ほど山口構成員がおっしゃられた横比較ができるようなフォーマットというのも重要なこと。市場から、事業者に対するガバナンスを考えていくという点ではフォーマットが見やすく比較できるというようなところは大変重要であると考えましたので、私から一言、参考程度に述べさせていただきます。以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。ほかに、この実効性向上に向けた点検についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ご意見をお伺いいたしまして、まず1つには資料13-6でお示した情プラ法の実効性向上に向けた点検については、ご了解いただいたと思います。それから、大谷構成員からチャットで発言をいただいたので読み上げさせていただきます。

改正法後、十分な準備期間があったにもかかわらず順法がなされなかったことについて遺憾です。情プラ法は課徴金等の大きなサンクションを定めたものではありませんが、今後さらなる実効性確保のための施策も検討せざるを得ないのではないかと感じており、勧告等への誠実な対応を期待したいと思います。また、迅速化についてもより社会的な関心を高めるための周知施策の検討が必要と感じました、といただいております。

今の大谷構成員のご意見にありますとおり、この実効性向上に向けた点検作業自体は、ご異議ないものということで、点検のプロセスを進めさせていただきたいと思います。これとは別に、参考として現在掲示をしております情プラ法に定める公表義務の違反にかかる勧告等につきましては、これ以降の対応について、本日構成員の方々から様々ご意見いただきましたので、法執行を司る総務省において、今のようなご意見があったことを受け止めつつ、また、この点検作業に関連するところがあれば、それを参照して、検討をさらに進めることとさせていただきたいと思います。

それでは、本日の議題6つについての議論は終了とさせていただきたいと思いますが、最後に全体を通じて構成員の皆様から何か、特にご発言があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。ございますでしょうか。

ありがとうございます。本日の議事は以上となりますが、ここで本日、総務省の藤田大

臣官房総括審議官よりご挨拶をいただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【藤田総括審議官】

総務省の藤田でございます。穴戸座長、曾我部主査、音主査をはじめ、構成員、オブザーバーの皆様におかれましては、本日大変闊達なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。大変盛りだくさんな内容で、傍聴いただいた方を含め、大変お疲れ様でございました。最後に特に議論ございましたように、情プラ法が施行から1年を迎えまして、本年5月に各事業者から取組の実施状況が公表されたところでございます。ご案内のとおり、一部の事業者において公表事項の内容が十分に公表されていないということが認められ、勧告等の措置に至ったところでございます。総務省としましては、各構成員の皆様から先ほどご意見いただきましたように、厳正・適正に法執行を進めるということがまず大事だと思っておりますし、また、着実な今後の是正につながるように、仕組みの工夫も行うとともに、事業者と粘り強くしっかりとコミュニケーションを取っていく必要があるなというふうに考えております。昨年9月に本検討会において中間取りまとめをおまとめいただきました。その後も本検討会では、本年5月より親会でもご議論いただき、3つのワーキンググループで集中的にご議論いただいたことに感謝しております。いくつか挙げますと、権利侵害情報の発信・拡散、それから発信者情報の開示、広告を巡る課題、それから青少年保護と、多岐にわたり、注目を集め、また議論も集める、本当に重要なテーマでございます。また、この情プラ法の履行状況の点検も加えまして、ご議論を今後ともいただけることに心より感謝を申し上げます。もちろん、法改正とかそういったことも排除せず制度検討を考えていくという姿勢は、我々としても保っていく必要があると考えております。今後、総務省側はこれから人事異動を挟みまして担当者の変更も若干あり本当に申し訳ないと思っておりますが、構成員の皆様におかれましては、引き続きご鞭撻、ご支援をいただけますと幸いと思っております。本日はどうもありがとうございました。

【穴戸座長】

藤田官房総括審議官、ありがとうございました。私からも改めて、親会、各ワーキンググループの構成員の皆様、それからヒアリングに応じていただいた事業者団体の方々、それからパブリックコメントをお寄せいただいた方々に御礼を申し上げたいと思います。

最後に、事務局より連絡事項がありましたら、お願いをいたします。

【大磯企画官】

事務局でございます。本日は貴重なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。次回の開催日程については改めてご連絡をさせていただきます。今日は親会と各ワーキンググループの合同会合ということでありましたけれども、また次回以降の日程につきましては、親会とそれぞれのワーキンググループの各担当からご連絡を準備させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございました。それでは以上、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会、デジタル広告ワーキンググループ、青少年保護ワーキンググループ、発信者情報開示ワーキンググループの合同会合を閉会いたします。本日、皆様お忙しいところ、長い時間、熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。

【終了】